

◆ 国賠名 東葛ガサ国賠

原告	T・K
原告代理人	広瀬理夫・福武公子・色川清
被告	国および千葉県
事件の概要	<p>89年1月7日に天皇裕仁が死亡、県警が搜索差押許可状発付。1月11日早朝、千葉県警4名による家宅搜索。容疑・容疑者不詳の強盗殺人未遂、有線電気通信法違反、器物破損、窃盗被疑事件。(いわゆる中核派の千葉県収容委員会委員長襲撃事件)</p> <p>原告は中核派と無関係にもかかわらず、でたらめなガサを許せないとして、千葉地裁に提訴。</p> <p>94年3月30日、一審判決。家宅搜索を許可した裁判官に対して、国の賠償を求めたが却下された。県に対しては、搜索する必要最低限の合理性を欠くとまでは言えないとして、家宅搜索を消極的な表現で認めた。押収したジラは関連性のないもので、押収は違法、警部補に過失があったとして5万円の支払命令。双方上告せず確定。</p>
結果	一部勝訴